



福岡医発第 1201 号 (地)

令和 6 年 7 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 6 年 6 月 13 日付け厚生労働省告示第 216 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 6 月 14 日から適用された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりです。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、6 月 14 日付け医政産情企発 0613 第 6 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 48 品目、注射薬 19 品目）が薬価基準の別表に第 7 部追補（2）として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジ

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正

により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料 2 (「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 6 年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号、以下「改正通知」という)の〔別添 1〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に加え、令和 6 年 6 月 14 日から適用すること。

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア(置換え率)の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア(置き換え率)} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

以上

(添付資料)

1. 官報(令和 6 年 6 月 13 日号外第 142 号抜粋)
 - ・厚生労働省告示第 216 号
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
(令和 6 年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号厚生労働省保険局医療課長)
3. 令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
(令和 6 年 6 月 14 日付け医政産情企発 0613 第 7 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長)

日医発第603号（保険）
令和 6 年 7 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 6 年 6 月 13 日付け厚生労働省告示第 216 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 6 月 14 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 6 年 6 月 14 日付け医政産情企発 0613 第 6 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますのであわせてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 48 品目、注射薬 19 品目）が薬価基準の別表に第 7 部追補(3)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮

下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジ

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料 2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号、以下「改正通知」という）の〔別添 1〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に加え、令和 6 年 6 月 14 日から適用すること。

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和 6 年 6 月 13 日 号外第 142 号 抜粋）
・厚生労働省告示第 216 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 6 年 6 月 13 日付け 保医発 0613 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令和 6 年 6 月 14 日付け 医政産情企発 0613 第 7 号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二一六)
- 特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群B海域、ずわいがにオホーツク海南部)に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(農林水産一二〇一)
- 外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する件(同一二〇二)
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件(同一二〇三)
- 長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(国土交通五〇九)

(公 告)

諸 事 項

- 官庁
製造たばこ小売定価関係
- 裁判所
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係
- 地方公共団体
行旅死亡人関係
- 会社その他
会社決算公告

告

示

○厚生労働省告示第二百十六号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和六年六月十四日から適用する。

令和六年六月十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表 第 1 部～第 6 部 (略)					別表 第 1 部～第 6 部 (略) (新設)				
第 7 部 追 補 (3)									
内 用 薬									
品	名	規 格	単 位	薬 価					
				円					
(あ)									
	アジルサルタン錠10mg「TCK」		10mg 1 錠	21.40					
	アジルサルタン錠20mg「TCK」		20mg 1 錠	32.10					
	アジルサルタン錠40mg「TCK」		40mg 1 錠	48.00					
(い)									
Ⓔ	イルアミクス配合錠LD「ダイト」		1 錠	19.60					
(え)									
	エシタロプラム錠10mg「TCK」		10mg 1 錠	49.00					
	エシタロプラム錠20mg「TCK」		20mg 1 錠	74.80					
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」		10mg 1 錠	14.40					
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」		20mg 1 錠	19.30					
(こ)									
Ⓔ	コデインリン酸塩散1%「ホエイ」		1% 1 g	8.50					
Ⓔ	コデインリン酸塩錠5mg「VTRS」		5mg 1 錠	11.70					
(さ)									
	酢酸亜鉛 ^か 顆粒5%「サワイ」		5% 1 g	201.10					
	酢酸亜鉛 ^か 顆粒5%「ノーベル」		5% 1 g	201.10					
(し)									
Ⓔ	ジヒドロコデインリン酸塩散1%「ホエイ」		1% 1 g	11.30					
(せ)									
	セファレキシン錠250mg「日医工」		250mg 1 錠	31.50					
(そ)									
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏 ^{きょう} 林」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」		25mg 1 錠	321.30					
	ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーワ」		25mg 1 錠	321.30					

ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	25mg 1錠	321.30
ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	25mg 1錠	321.30
ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	25mg 1錠	321.30
ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	25mg 1錠	321.30
ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏 ^{きょう} 林」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「トーワ」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「日医工」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「日新」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「ニプロ」	50mg 1錠	482.00
ゾニサミドOD錠50mgTRE「フェルゼン」	50mg 1錠	482.00
(と)		
トアラセット配合錠「KMP」	1錠	12.00
(に)		
㊸ 乳酸カルシウム水和物「ケンエー」原末	10g	38.40
(ま)		
マドバー配合錠L50	1錠	12.40
マドバー配合錠L100	1錠	18.50
(み)		
ミルタザピン錠15mg「KMP」	15mg 1錠	28.90
ミルタザピン錠30mg「KMP」	30mg 1錠	46.10
注 射 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(す)		
スガマデクス静注液200mg「F」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液200mg「サンド」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液200mg「ニプロ」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液200mg「バクスター」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液200mg「VTRS」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液200mg「マルイン」	200mg 2mL 1瓶	2,897
スガマデクス静注液500mg「F」	500mg 5mL 1瓶	6,914
スガマデクス静注液500mg「サンド」	500mg 5mL 1瓶	6,914

スガマデクス静注液500mg「ニプロ」	500mg 5 mL 1 瓶	6,914
スガマデクス静注液500mg「バクスター」	500mg 5 mL 1 瓶	6,914
スガマデクス静注液500mg「V T R S」	500mg 5 mL 1 瓶	6,914
スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	500mg 5 mL 1 瓶	6,914
(は)		
ハイゼントラ20％皮下注 1 g / 5 mLシリンジ	1 g 5 mL 1 筒	10,373
ハイゼントラ20％皮下注 2 g / 10mLシリンジ	2 g 10mL 1 筒	20,435
ハイゼントラ20％皮下注 4 g / 20mLシリンジ	4 g 20mL 1 筒	40,315
(へ)		
ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg / 1 mL「イセイ」	25mg 1 mL 1 瓶	9,653
ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg / 4 mL「イセイ」	100mg 4 mL 1 瓶	30,888
(み)		
ミカファンギンNa点滴静注用50mg「トーワ」	50mg 1 瓶	1,535
ミカファンギンNa点滴静注用75mg「トーワ」	75mg 1 瓶	2,104

○農林水産省告示第百一十二号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和五年五月二十五日農林水産省告示第百一十一号（特定水産資源（まさは及びごまさは太平洋系群、まさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海群部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和六年六月十二日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
まさは及びごまさは太平洋系群、まさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		まさは及びごまさは太平洋系群、まさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	
第一 （略）		第一 （略）	
第二 まさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群		第二 まさは対馬暖流系群及びごまさは東シナ海系群	
一 （略）		一 （略）	
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）		二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	
(単位：トン)		(単位：トン)	
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量
(略)	(略)	(略)	(略)
島根県	27,600	島根県	24,400
(略)	(略)	(略)	(略)

保医発 0613 第 1 号
令和 6 年 6 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 6 年厚生労働省告示第216号をもって改正され、令和 6 年 6 月 14 日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 48 品目及び注射薬 19 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 3 2 7	3, 6 2 2	2, 0 6 4	2 6	1 3, 0 3 9

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の記の 5 を次のように改める。

5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジの保険適用上の取扱いについて

(1) 本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 7 月 19 日付け保医発 0719 第 5 号）の記の 2 の (2) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の (3) を削除する。

(2) レキサプロ錠 10mg、同錠 20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤

本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者 (Poor Metabolizer) では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 18 年 6 月 1 日付け保医発第 0601001 号）の記の 2 の (1) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の (3) 及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 2 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 3 号）の記の 3 の (8) を削除する。

(1) ファンガード点滴用 25mg、同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤

本製剤の重要な基本的注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認めら

れない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年6月14日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1149117F1284	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	トアラセット配合錠「KMP」	共創未来ファーマ	12.00
内用薬	1169015F2049	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」	第一三共エスファ	321.30
内用薬	1169015F2057	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」	寿製薬	321.30
内用薬	1169015F2065	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」	全星薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2073	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」	共和薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2081	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏林」	キョーリンリメディオ	321.30
内用薬	1169015F2090	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」	日本ケミファ	321.30
内用薬	1169015F2103	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」	沢井製薬	321.30
内用薬	1169015F2111	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」	サンド	321.30
内用薬	1169015F2120	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」	ダイト	321.30
内用薬	1169015F2138	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーフ」	東和薬品	321.30
内用薬	1169015F2146	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	日医工	321.30
内用薬	1169015F2154	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	日新製薬（山形）	321.30
内用薬	1169015F2162	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	ニプロ	321.30
内用薬	1169015F2170	ゾニサミド	25mg1錠	ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	321.30
内用薬	1169015F3045	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	第一三共エスファ	482.00
内用薬	1169015F3053	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	寿製薬	482.00
内用薬	1169015F3061	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	全星薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3070	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	共和薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3088	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏林」	キョーリンリメディオ	482.00
内用薬	1169015F3096	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	日本ケミファ	482.00
内用薬	1169015F3100	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	沢井製薬	482.00
内用薬	1169015F3118	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	サンド	482.00
内用薬	1169015F3126	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	ダイト	482.00
内用薬	1169015F3134	ゾニサミド	50mg1錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「トーフ」	東和薬品	482.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1169015F3142	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「日 医工」	日医工	482.00
内用薬	1169015F3150	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「日 新」	日新製薬（山形）	482.00
内用薬	1169015F3169	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「ニ プロ」	ニプロ	482.00
内用薬	1169015F3177	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	482.00
内用薬	1179051F1223	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	28.90
内用薬	1179051F2220	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	46.10
内用薬	1179054F1111	エシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エシタロプラム錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	49.00
内用薬	1179054F2118	エシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エシタロプラム錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	74.80
内用薬	2149048F1090	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	32.10
内用薬	2149048F2096	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠4 0 m g 「T C K」	辰巳化学	48.00
内用薬	2149048F3092	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠	アジルサルタン錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	21.40
内用薬	2149118F1208	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸 塩	1 錠	イルアミクス配合錠L D 「ダイト」	ダイト	19.60
内用薬	3929007D1036	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒5 % 「サワイ」	沢井製薬	201.10
内用薬	3929007D1044	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒5 % 「ノーベル」	ダイト	201.10
内用薬	4490014F1360	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「ダイ ト」	ダイト	14.40
内用薬	4490014F2404	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「ダイ ト」	ダイト	19.30
注射薬	3929409A1031	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	2,897.00
注射薬	3929409A1040	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	2,897.00
注射薬	3929409A1058	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「サン ド」	サンド	2,897.00
注射薬	3929409A1066	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「ニブ ロ」	ニプロ	2,897.00
注射薬	3929409A1074	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「バク スター」	バクスター・ジャ パン	2,897.00
注射薬	3929409A1082	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「マル イシ」	丸石製薬	2,897.00
注射薬	3929409A2038	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	6,914.00
注射薬	3929409A2046	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	6,914.00
注射薬	3929409A2054	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「サン ド」	サンド	6,914.00
注射薬	3929409A2062	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「ニブ ロ」	ニプロ	6,914.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3929409A2070	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「バクスター」	バクスター・ジャパン	6,914.00
注射薬	3929409A2089	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「マルイシ」	丸石製薬	6,914.00
注射薬	3929409G1026	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「F」	富士製薬工業	2,955.00
注射薬	3929409G1034	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「ニプロ」	ニプロ	3,023.00
注射薬	3929409G1042	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「マルイシ」	丸石製薬	3,003.00
注射薬	3999473G1029	ウステキスマブ（遺伝子組換え）〔ウステキスマブ後続1〕	4 5 m g 0. 5 m L 1 筒	ウステキスマブBS皮下注 4 5 m g シリンジ「F」	富士製薬工業	147,524.00
注射薬	4219405A1050	ベンダムスチン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g / 4 m L 「イセイ」	コーアイセイ	30,888.00
注射薬	4219405A2048	ベンダムスチン塩酸塩水和物	2 5 m g 1 m L 1 瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 2 5 m g / 1 m L 「イセイ」	コーアイセイ	9,653.00
注射薬	6179400D1071	ミカファンギンナトリウム水和物	5 0 m g 1 瓶	ミカファンギンNa点滴静注用 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	1,535.00
注射薬	6179400D2078	ミカファンギンナトリウム水和物	7 5 m g 1 瓶	ミカファンギンNa点滴静注用 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	2,104.00

[別添 2]

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	4 5 m g 0 . 5 m L 1 筒	ステラーラ皮下注 4 5 m g シリンジ	ヤンセンファーマ	336, 004. 00
注射薬	3929409A1023	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	ブリディオオン静注 2 0 0 m g	M S D	9, 000. 00
注射薬	3929409A2020	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	ブリディオオン静注 5 0 0 m g	M S D	21, 480. 00

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アジルサルタン錠10mg「TCK」	アジルサルタン	10mg 1錠	21.40
2	内用薬	アジルサルタン錠20mg「TCK」	アジルサルタン	20mg 1錠	32.10
3	内用薬	アジルサルタン錠40mg「TCK」	アジルサルタン	40mg 1錠	48.00
4	内用薬	局 イルアミクス配合錠LD「ダイト」	イルバスサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	19.60
5	内用薬	エスシタロプラム錠10mg「TCK」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg 1錠	49.00
6	内用薬	エスシタロプラム錠20mg「TCK」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg 1錠	74.80
7	内用薬	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	10mg 1錠	14.40
8	内用薬	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	20mg 1錠	19.30
9	内用薬	局 コデインリン酸塩散1%「ホエイ」	コデインリン酸塩水和物	1% 1g	8.50
10	内用薬	局 コデインリン酸塩錠5mg「VTRS」	コデインリン酸塩水和物	5mg 1錠	11.70
11	内用薬	酢酸亜鉛顆粒5%「サワイ」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
12	内用薬	酢酸亜鉛顆粒5%「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
13	内用薬	局 ジヒドロコデインリン酸塩散1%「ホエイ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1% 1g	11.30
14	内用薬	セファレキシシン錠250mg「日医工」	セファレキシシン	250mg 1錠	31.50
15	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
16	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏林」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
17	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
18	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
19	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
20	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
21	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
22	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
23	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
24	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーワ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
25	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
26	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
27	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
28	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
29	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
30	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏林」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
31	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
32	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
33	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
34	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
35	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
36	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
37	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
38	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「トーワ」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
39	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「日医工」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
40	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「日新」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
41	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「ニプロ」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
42	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgT R E 「フェルゼン」	ゾニサミド	50mg 1 錠	482. 00
43	内用薬	トアラセツト配合錠「KMP」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1 錠	12. 00
44	内用薬	局 乳酸カルシウム水和物「ケンエー」 原末	乳酸カルシウム水和物	10 g	38. 40
45	内用薬	マドバー配合錠L50	レボドパ／ベンセラジド塩酸塩	1 錠	12. 40
46	内用薬	マドバー配合錠L100	レボドパ／ベンセラジド塩酸塩	1 錠	18. 50
47	内用薬	ミルタザピン錠15mg「KMP」	ミルタザピン	15mg 1 錠	28. 90
48	内用薬	ミルタザピン錠30mg「KMP」	ミルタザピン	30mg 1 錠	46. 10
49	注射薬	スガマデクス静注液200mg「F」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
50	注射薬	スガマデクス静注液200mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
51	注射薬	スガマデクス静注液200mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
52	注射薬	スガマデクス静注液200mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
53	注射薬	スガマデクス静注液200mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
54	注射薬	スガマデクス静注液200mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
55	注射薬	スガマデクス静注液500mg「F」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
56	注射薬	スガマデクス静注液500mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
57	注射薬	スガマデクス静注液500mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
58	注射薬	スガマデクス静注液500mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
59	注射薬	スガマデクス静注液500mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
60	注射薬	スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
61	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 1 g／5mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	1 g 5 mL 1 筒	10, 373
62	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 2 g／10mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	2 g 10mL 1 筒	20, 435
63	注射薬	ハイゼントラ20%皮下注 4 g／20mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	4 g 20mL 1 筒	40, 315
64	注射薬	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／ 1 mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	25mg 1 mL 1 瓶	9, 653
65	注射薬	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／ 4 mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg 4 mL 1 瓶	30, 888

(参考 2 : 新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発第 0305 第 4 号）の記の 5

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 <u>20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジ</u>の保険適用上の取扱いについて <u>(1)</u>本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 <u>(2)</u>ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。	5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 2g/10mL <u>及び</u>同 1g/5mL の保険適用上の取扱いについて 本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 23 年 7 月 19 日保医発第 0719 第 5 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レキサプロ錠 10mg、<u>同錠 20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤</u> 本製剤の<u>用法及び用量に関連する注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レキサプロ錠 10mg <u>及び同錠 20mg</u> 本製剤の<u>使用上の注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和４年１２月８日付け保医発１２０８第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３） エスシタロプラム錠 10mg「サワイ」、同錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「サワイ」、同 OD 錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「DSEP」、同 OD 錠 20mg「DSEP」、同錠 10mg「タカタ」、同錠 20mg「タカタ」、同錠 10mg「トーワ」、同錠 20mg「トーワ」、同 OD 錠 10mg「トーワ」、同 OD 錠 20mg「トーワ」、同錠 10mg「日医工」、同錠 20mg「日医工」、同錠 10mg「ニプロ」、同錠 20mg「ニプロ」、同錠 10mg「JG」、同錠 20mg「JG」、同錠 10mg「VTRS」、同錠 20mg「VTRS」、同錠 10mg「明治」及び同錠 20mg「明治」 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 18 年 6 月 1 日付け保医発 0601001 号）の記の 2 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） ファンガード点滴用 25mg、同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び <u>後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤</u> 本製剤の<u>重要な基本的注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） ファンガード点滴用 25mg ① 本製剤の<u>使用上の注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。 ② <u>既収載のファンガード点滴用 50mg、同 75mg についても、①と同様の取扱いとすること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ミカフエーゲン Na 点滴静注用 50mg「サワイ」及び同点滴静注用 75mg「サワイ」 本剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和２年６月１８日付け保医発 0618 第３号）の記の３の（８）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （８） ミカファンギンナトリウム点滴静注用 25mg「日医工」、同点滴静注用 50mg「日医工」及び同点滴静注用 75mg「日医工」並びにミカファンギン Na 点滴静注用 50mg「ニプロ」、同点滴静注用 50mg「明治」、同点滴静注用 75mg「ニプロ」及び同点滴静注用 75mg「明治」 本薬剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

医政産情企発 0613 第 7 号
令和 6 年 6 月 14 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

医政産情企発 0613 第 6 号
令和 6 年 6 月 14 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号（令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正）。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしくお願いします。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 6 年 6 月 14 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を含んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。